

予備試験令和6年民法

- ①答案で用いるナンバリングを構成段階で決められており良いです。
- ②内容でも無いですし、細かいですが「解答」かと思います。C B Tで、今まで以上に誤字は生じやすいと思いますが、答案上の誤字は、得点にも影響しかねませんので、気を付けたいところです。
- ③⑥⑧⑪前文と分ける必要無いと思います。
- ④94条を論じる必要性を展開できており、読みやすいです。
- ⑤⑦⑩規範、あてはめ、結論が、明確に分けて検討出来ており、大変良いです。慣れてきたら、小見出しはカットしても良いでしょう。
- ⑨問題とならない要件を冒頭で片付ける趣旨かと思いますが、「損失」「利益」「因果関係」「法律上の原因がない」は、要件という意味で、並列の関係ですので、設問2（2）で書かれている構成の方が良いでしょう。
- ⑫4要件あるということは、ナンバリングを（1）～（4）設けることでも示せますので、「損失」「利益」をまとめずに、分けて構成する方が良いでしょう。

予備試験令和5年民法

- ①構成では、答案で用いるナンバリングを全て示すようにしましょう。
- ②得点に繋がらない記述は最小限にするよう意識しましょう。
- ③反論の前提として、請負契約に基づく報酬請求が成り立つかを検討するべきでしょう（反論の内容によっては、この中で展開するものもあるかもしれませんが）。
- ④⑤規範、あてはめ、結論は、少なくとも段落は分けるなどして、三段論法の理解を示すようにしましょう。
- ⑥まず、規範、あてはめ、結論で、ナンバリングを分けてみましょう。あてはめの中で、要件ごとに、さらにナンバリングを付けるか、段落分けだけにするかは、どちらでも良いと思います。

損害の範囲まで意識した記述が出来ており良いです。

民法基礎2

- ①略字を使う姿勢などが伺えて良いですが、まだまだ書きすぎです。構成用紙に書いても1点にもならないということを強く意識しましょう。
- ②冒頭で事実を書きすぎです。事実は、あてはめ（規範の後ろ）で書くべきものと強く意識しましょう。
- ③ナンバリングは、第1→1→（1）→ア→（ア）で行いましょう。
- ④何の解釈を展開しているのか分かりにくいです。条文などを起点として展開するようにすると良いでしょう。

⑤出題の趣旨に沿っていませんが、分からない問題に対して、趣旨から検討する姿勢は大変良いです。

⑥この記載自体に配点は無く、無駄な記述になっています。主張①や主張②の冒頭も同様です。

⑦特に省略して書く場合以外は、ナンバリング（せめて段落分け）を行い、三段論法の理解をアピールしましょう。

⑧問いにも対応していませんし、不要な記述です。

⑨明け渡し請求に対する反論という視点で考えられると良かったでしょう。

⑩問題文5において、(1)(2)という意味ありげな記載がされています。この点を起点として、反論を構成できると良かったです。

⑪問1は2枚目に入っていた反面、問2は1枚書ききる前に時間オーバーになっています。問1の方が配点が多いと考えて、あえてそのような配分にはすることがありますが、今回は、時間オーバーにもなっていますし、そもそも時間管理が不十分でした。試験においては、結果に直結する要素ですので、答案練習を重ねて、このようなミスが生じないようトレーニングしましょう。

その第一歩として、時間を計って、答案練習に臨んでいる点は、大変良いです。

民法基礎1（令和3年）

①問題提起は、三段論法の要素ではないので、無理に示す必要はありません。問題の所在が示せる場合や、いきなり規範から検討することが適当で無い場合に、示す程度に思っておきましょう。

今村さんの問題提起は、問題の所在も示せていない内容になっており、問いを繰り返しているだけの内容になっています。

②事実（あてはめ）の前に、規範は示しましょう。

③ナンバリングは、第1→1→（1）→ア→（ア）と構成しましょう。

④規範→あてはめ→結論の順で検討できており、それがナンバリングからも表現できており良いです。

（全体）

・答案構成を書きすぎています。答案構成を充実させても1点にもならないことを強く意識しましょう。